西東京市シルバーピア生活協力員募集要項

この募集は、平成 31 年４月以降（予定）に委嘱する西東京市シルバーピア生活協力員の委嘱候補者を決定するために行うものです。

１　募集内容

西東京市シルバーピア生活協力員

(1) 募集人数　１名

(2) 場所　　都営ひばりが丘北一丁目アパート
（西東京市ひばりが丘北 1-８-24-108　３DK：約 70 ㎡）

２　応募資格

市内在住・在勤で次のすべてに該当する方

(1) 高齢者福祉と生活協力員の仕事に理解と熱意を有すること

(2) 年齢が 60 歳以下であること

(3) 心身ともに健全であること

(4) 生活協力員の業務を在宅により適切に行うことができること

(5) 次の特定公共賃貸住宅（都民住宅）の申込資格があり、シルバーピアに設置した生活協力員住宅に居住できること

① 東京都内に居住していること

② 同居親族がいること

③ 世帯の所得が所得基準内であること
（※別表のとおり：収入ではなく所得が基準内であるかを確認します。）

④ 現に自ら居住するための住居を必要としていること

⑤ 申込者または同居親族が暴力団員でないこと

３　選考方法及び面接の日程等

(1) 書類審査及び面接

提出書類により応募資格を審査し、面接を実施します。

① 面接日時　　平成 30 年 11 月中旬（後日、通知します。）

② 場　　所　　保谷保健福祉総合センター（西東京市役所保谷庁舎隣）

③ 内　　容　　個人面接

※日時は、書類審査終了後、該当者に通知します。

(2) 委嘱候補者の決定

提出書類及び面接の結果を総合的に判断のうえ委嘱候補者を決定し、通知する予定です。

４　委嘱候補者の取扱い等

(1) 委嘱候補者決定後の手続き

① 委嘱候補者となった方について、生活協力員住宅使用者として東京都知事に推薦します。

② 委嘱候補者には、東京都知事（東京都住宅供給公社）と入居契約を直接結んでいただくことになります。

③ 東京都知事からの住宅使用者としての承認をもって生活協力員と決定し、委嘱手続きを実施します。

(2) 委嘱期間　平成 31 年４月以降（予定）　～　平成 32 年３月 31 日（更新有）

５　委嘱条件等

(1) 生活協力員の業務

シルバーピア入居者に関して、必要に応じて以下の業務を行います。

① 安否の確認

② 緊急時の対応

③ 疾病等に対する一時的な介護・家事援助

④ 関係機関への連絡

⑤ 入居者の交流の機会の創出

⑥ その他日常の生活において必要な援助及び業務

(2) 謝礼　月額　153,000 円

(3) 家賃　全額補助　※ただし、入居保証金等の自己負担あり

※その他詳細は、「西東京市シルバーピア生活援助員等設置要綱」によります。

６　応募の手続

(1) 募集要項の交付及び受付期間

① 交付・受付期間　　平成 30 年 10 月 15 日（月）～10 月 31 日（水）
（土曜日、日曜日を除く）

② 交付場所　西東京市 高齢者支援課（保谷保健福祉総合センター１階・田無庁舎１階）

③ 受付場所　西東京市 高齢者支援課（保谷保健福祉総合センター１階）

④ 受付時間　午前８時 30 分から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までを除きます。

(2) 申込に必要な書類（所得要件を十分にご確認ください。提出書類が期限までに揃わない場合にはご相談ください。）

① シルバーピア生活協力員申込書（履歴書を含む）

② 世帯全員の平成 30 年度住民税課税証明書（収入が全くなく扶養親族となっている方を除く）

③ 収入証明書（源泉徴収票や確定申告書の写しなどで平成 29 年中の所得の確認できるもの）

④ 世帯全員の住民票の写し（続柄・筆頭者記載のもの）

⑤ 持ち家でないことを証明する書類（建物賃貸借契約書の写し等）

⑥ 世帯全員の健康保険被保険者証の写し

※提出された書類で審査要件を確認できない場合及び委嘱候補者となった方には、このほかにも提出していただく書類がありますのでご協力ください。

７　その他

(1) 申し込みに関する提出書類は、一切お返ししません。

(2) 申込書等の記載事項に変更が生じたときは、下記の担当まで連絡してください。

(3) 合否についての問い合わせには、一切応じません。

８　連絡・問い合わせ先

西東京市　健康福祉部高齢者支援課高齢者サービス係　担当　川島

〒202－8555　西東京市中町１丁目５－１

電話　　042-438-4028（直通）

ＦＡＸ　042-438-2827

メール　f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp

（別表）特定公共賃貸住宅に入居するにあたっては、入居世帯（応募者および同居する家族）の年間所得金額が家族人数に応じた基準の範囲内であることが必要です。

家族数	所 得 基 準 額
２人	2,276,000　円　～　6,224,000　円
３人	2,656,000　円　～　6,604,000　円
４人	3,036,000　円　～　6,984,000　円
５人	3,416,000　円　～　7,364,000　円
６人	3,796,000　円　～　7,744,000　円
７人	4,176,000　円　～　8,124,000　円

おおよその所得金額は以下の方法でご確認ください。

- ◆ 給与所得者である場合は、「平成 29 年分　給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」の欄に記入されている額

- ◆ 事業所得、利子所得、不動産所得、雑所得などの場合は、平成 29 年分の所得税の確定申告書の控えなどの「所得金額」合計欄に記入されている額

東京都住宅供給公社（ＪＫＫ東京）の下記ホームページでも所得金額の計算方法について詳しく解説していますので、ご確認ください。

http://www.to-kousya.or.jp/to/mz_shikaku.html

（「３．世帯の所得が所得基準内であること」をご覧ください。）

用　語　説　明

シルバーピアとは

高齢者（65 歳以上）の一人暮しや夫婦世帯などのうち、住宅にお困りの方が、在宅福祉サービスを受けることにより、自立して安全かつ快適な日常生活がおくれるように建設された住宅です。

①この住宅には、手すりや緊急通報システム装置などの高齢者に配慮した設備を設けています。

②入居者の安否の確認や緊急時の対応、日常の相談、関係機関への連絡、情報提供などのために生活協力員が団地内に配置されています。

生活協力員とは

シルバーピアに入居する高齢者は、入居の時点では基本的に自立できることが条件になっていますが、将来的に、身体の機能が弱まってきたり、急に体の具合が悪くなったりすることが考えられ、日常生活上の相談事も発生します。

生活協力員は、シルバーピアに設置した生活協力員住宅に居住し、高齢者が困っているときに「良き隣人」として援助していただくために、次のような業務を行っていただきます。

①安否の確認

緊急通報システムや訪問などを通じて入居者の安否を確認

②緊急時の対応

入居者の緊急時に救急要請等の対応

③疾病等に対する一時的な介護・家事援助

入居者が急な疾病の場合に応急的な介護をし、継続的な介護が必要なときは、関係機関への連絡

④関係機関への連絡

入居者からの問い合わせや、緊急時の入居者の状況に応じて市や医療機関等への連絡

⑤入居者の交流の機会の創出

入居者の交流会等を定期的に開催

⑥その他日常の生活において必要な援助及び業務　等